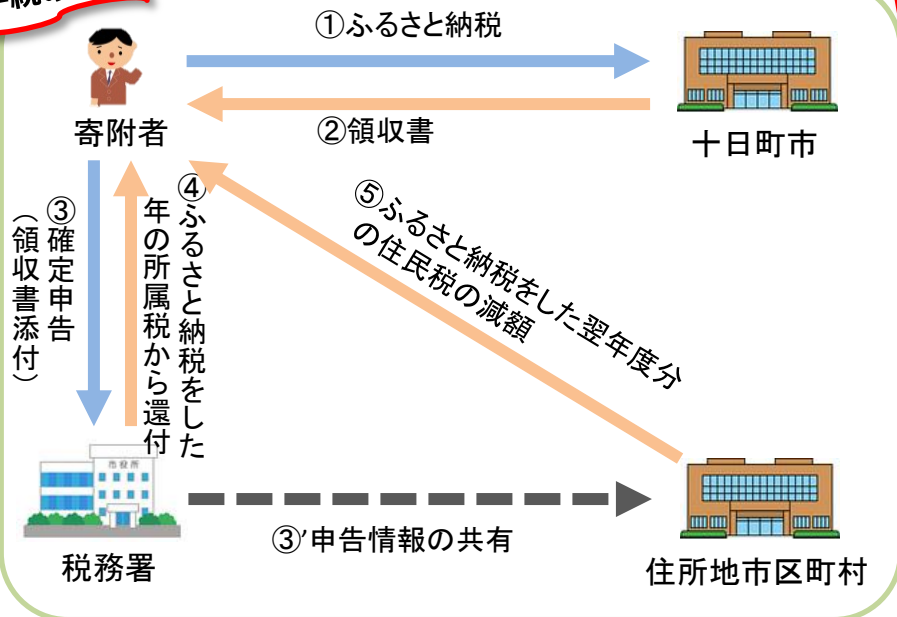
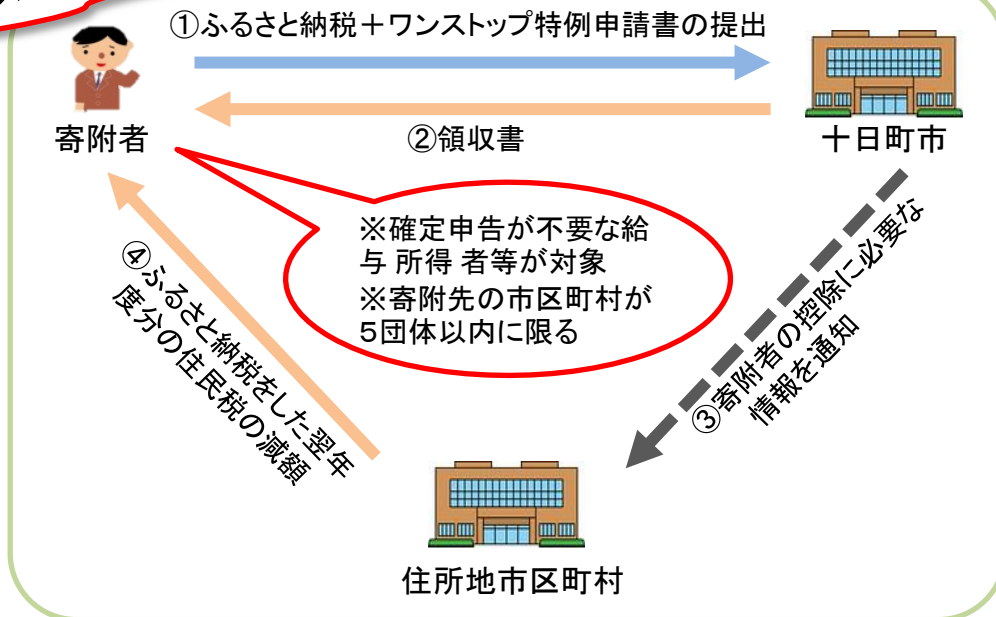


# ふるさと納税 控除手続について

## 手続の原則



## ワンストップ特例制度



## ワンストップ特例制度とは

確定申告が不要な給与所得者等を対象に、ふるさと納税制度を容易に利用できるように、その手続の簡素化を図ることを目的に、確定申告をしなくても控除を受けることができる制度がワンストップ特例制度です。

- ① 寄附をする際に「申告特例申請書」を提出することでワンストップ特例制度を利用することができます。
- ② ワンストップ特例制度を利用できる対象者は、確定申告が不要な給与所得者等に限られ、寄附先の市区町村が5団体以内に限ります。
- ③ ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降の寄附が対象となります。それ以前に寄附をされた場合には、従来どおり確定申告をする必要があります。